

Q

《不動産の処分について代理権を付与されている場合または同意権を行使する場合》

11

被補助人の財産の処分

被補助人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいでしょうか。



A

被補助人の財産（居宅に関するものを除く。Q 1 2 参照）の処分は、補助人の責任で行ってかまいません。ただし、被補助人に損害を与えないよう、処分の必要性、他の方法の有無、被補助人の財産の額などを事前に十分に検討してください。

【被補助人の財産の処分】

補助人は、被補助人の財産を適正に管理する義務を負う一方で、被補助人を代理し、被補助人の財産を処分する権限が与えられています。

ただし、土地を売却すれば費消されやすいお金になったり、抵当権を設定すれば財産的価値が減少したりするので、むやみに処分することは相当ではありません。

【処分の必要が生じた場合】

被補助人の財産を処分する必要が生じた場合、補助人は、自己の責任において被補助人の財産を処分することになります。処分に当たっては、その必要性、より安全な方法の有無、被補助人の現在の財産額などを考慮して、被補助人に損害を与えないように注意する必要があります。万一、被補助人に損害が生じた場合、補助人は賠償責任を負います。

重要な財産を処分する場合で、補助人だけでは判断に困ることがあれば、事前に家庭裁判所に相談してください。その場合、事情によっては、処分しようとしている財産や処分の方法等について、家庭裁判所に資料等を提出していただく場合もあります。

なお、被補助人の自宅の土地、建物などの処分については、家庭裁判所の許可が必要ですので注意してください（Q 1 2 参照）。